

別表 1 (第 6 条第 2 項関連)

宿泊施設インバウンド対応支援事業 (補助対象経費等)

補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 館内共用部の W i - F i 整備 ・ 館内共用部のトイレの洋式化 ・ 自社サイトの多言語化 (宿泊予約の機能を有するサイトに限る。) ・ 館内共用部のテレビの国際放送設備の整備 ・ 館内共用部の案内表示の多言語化 ・ 館内共用部の段差解消 ・ オペレーターによる 2 4 時間対応可能な翻訳システムの導入又は業務効率化のためのタブレット端末の整備 ・ クレジットカード決済端末の整備 ・ ムスリムの受入のためのマニュアルの作成 ・ その他宿泊施設の稼働率及び訪日外国人の宿泊者数を向上させるために必要であると大臣が認めた事業 (宿泊事業者等団体の運営費、宿泊事業者の人件費など経常的経費は補助対象外)
補助率	1 / 3
補助金の額	<p>補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。</p> <p>ただし、訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画に基づき事業を行う宿泊事業者等団体又は構成員宿泊事業者に対する補助金の合計額は、宿泊事業者等団体又は構成員宿泊事業者の数に 1 0 0 万円を乗じた額を上限とする。</p> <p>また、宿泊事業者等団体又は一の構成員宿泊事業者に対する補助金の額は 1 0 0 万円を上限とする。</p>
補助金の額の確定	<p>次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。</p> <p>(1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額</p> <p>(2) 補助金交付決定額 (交付決定額を変更した場合は、当該変更後の額)</p>
備考	<p>※ 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。(申請時において当該補助金に係る仕入に係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りではない。)</p> <p>※ 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。</p>

別表 2 (第 26 条第 2 項関連)

交通サービス利便向上促進事業 (補助対象事業者等)

種目	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
鉄道	鉄軌道事業者 (ただし、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社は除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては、東京駅及び大阪駅から半径 50 キロメートル、名古屋駅から半径 40 キロメートルの範囲を除く地域 (以下「地方部」という。) の路線に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> ・無料公衆無線 LAN 環境の整備 (車両への設置は除く。) に要する経費 ・案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ (予約システムを提供するものに限る。) 等の多言語又はピクトグラムによる表記 (以下「多言語表記等」という。)、案内放送の多言語化に要する経費 	1/3
	鉄軌道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・交通系 IC カード (全国相互利用可能なものに限る。) の利用を可能とするシステム、ロケーションシステム (訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。) の導入その他 IT システム等の高度化に要する経費 (システム開発費、設備整備費等) ・鉄軌道駅の移動等円滑化に要する経費 (段差の解消 (エレベーター、スロープ等に限る。)、転落防止設備の整備 (周辺に観光地や宿泊施設等が所在すること等により、訪日外国人旅行者の利用が多く見込まれる駅において整備するホームドア又は可動式ホーム柵及び内方線付き点状ブロックに限る。) 及び多機能便所の設置等に要する経費のうち本工事費 (資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費 (補助対象事業に直接要する経費に限る。)) 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・LRT 整備計画に基づき実施される LRT システムの整備 	1/3

		(訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域に限る。)に要する経費(低床式車両の導入、停留施設整備、制振軌道整備、変電所整備、車庫整備、相互直通運転化施設整備等に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費及び補償費)	2/5 (※) 1/2 (※)
自動車	一般乗合旅客自動車運送事業者、バスターミナル事業を営む者(案内標識、可変式情報表示装置に係るものに限る。)、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者を構成員に含む団体及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者	<ul style="list-style-type: none"> ・無料公衆無線LAN環境の整備(車両への設置は除く。)に要する経費 ・案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ(予約システムを提供するものに限る。)等の多言語表記等、案内放送の多言語化に要する経費 ・公共車両優先システム(PTPS)に係る車載器の整備(空港アクセス又は観光周遊に使用する車両に整備するものに限る。)に要する経費 ・交通系ICカード(全国相互利用可能なものに限る。)の利用を可能とするシステム、バスロケーションシステム(訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。)の導入その他ITシステム等の高度化に要する経費(システム開発費、設備整備費等) 	1/3 (ただし、ノンステップバス、リフト付バスについては、1/4又は当該補助対象経費と通常車両価格との差額に1/2を乗じて得た額のいずれか少ない額、超
	一般乗合旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う者に限る。)、一般貸切旅客自動車運送事業者(貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定を受けた者に限る。)、一般乗用旅客自動車運送事業者及びこれらの者に車両を貸与する者	<ul style="list-style-type: none"> ・バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費(ノンステップバス、リフト付バス、ユニバーサルデザインタクシーの導入・改造(一般乗合旅客自動車運送事業に係るもの(ノンステップバス及びリフト付バス)及びユニバーサルデザインタクシーは空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。)に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費) 	小型モビリティの導入に伴う電気自動車用充電設備導入に要する工事費については10/10又は別途定める上限額のいずれか少ない額
	地方公共団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の3に定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・超小型モビリティの導入(観光周遊に使用するものに限る。)に要する経費(車両本体、車載機器類、電気自動車用充電設備の価格及び電気自動車用充電設備設置工事費) 	

	のうち、都道府県、市町村又は特別区をいう。)、民間事業者(法人格を有するもの)、協議会(地方公共団体、民間事業者等により構成される合議体をいう。)及びこれらの者に車両を貸与する者		
	一般乗合旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う者に限る。)、バスターミナル事業を営む者、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者を構成員に含む団体及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者	・バスターミナル及びタクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費(段差の解消(エレベーター、スロープ等に限る。))及び多機能便所の設置等に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費に限る。))	
	一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗合旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体、及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者	・BRTシステムの整備(訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域に限る。)に要する経費(連節車両の導入及びこれと一体として整備する停留施設、公共車両優先システム(PTPS)車載器)	1/3 2/5 (X) 1/2 (X)
海事	国内一般旅客定期航路事業を営む者、国内不定期航路事業を営む者、これらの者に船舶を貸与する船舶貸渡業を営む者及び国内一般旅客定期	・無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費 ・案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ(予約システムを提供するものに限る。)等の多言語表記等、案内放送の多言語化に要する経費 ・船内座席の個室寝台化等に要する経費 ・交通系ICカード(全国相互利用可能なものに限る。)の利用を可能とするシステムの導入その他ITシステム等の高	1/3

	<p>航路事業を営む者を構成員に含む団体</p> <p>国内一般旅客定期航路事業者で旅客船ターミナルを設置し、又は管理する者</p>	<p>度化に要する経費（システム開発費、設備整備費等）</p> <p>・旅客船ターミナルの移動等円滑化に要する経費（段差の解消（エレベーター、スロープ、ボーディングブリッジ等に限る。）及び多機能便所の設置等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。））</p>	
港湾	<p>地方公共団体（港務局を含む。）、協議会等</p>	<p>・無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費</p> <p>・案内標識、可変式情報表示装置等の多言語表記等、案内放送の多言語化に要する経費</p>	1/3
航空	<p>本邦航空運送事業者（ただし、特定本邦航空運送事業者は除く。）、航空旅客ターミナル施設（ただし、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。）を設置し又は管理する者、地方公共団体及び協議会</p>	<p>・無料公衆無線LAN環境の整備（機体への設置は除く。）に要する経費</p> <p>・案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ（予約システムを提供するものに限る。）等の多言語表記等、案内放送の多言語化に要する経費</p>	1/3
	<p>本邦航空運送事業者及び航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者</p>	<p>・航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化に要する経費（段差の解消（エレベーター、スロープ、航空旅客搭乗橋等に限る。）及び多機能便所の設置等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。））</p>	
企画乗車船券	<p>公共交通事業者（ただし、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社は除く。大手民</p>	<p>・企画乗車船券発行等に要する経費（低廉な運賃の設定に伴う減収分の補填については含まない。）（ただし、対象路線等の距離の合計のうち、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社並びに大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者（地方部の路線を除く。）並びに特定本邦航空運送事業者の対象路線</p>	1/3

鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては、地方部の路線に限る。特定本邦航空運送事業者は除く。、公共交通事業者で構成される団体等	等の距離が占める割合が50%未満の場合に限り、かつ、日本政府観光局のホームページ、ポスター等により、多言語での情報提供を行うものに限る。
--	--

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
 また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第2-12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
3. 「交通系ICカード（全国相互利用可能なものに限る。）」とは、Kitaca、Suica、PASMO、TOICA、manaca、ICOCA、PiTaPa、SUGOCA、はやかけん及びnimocaの全国主要エリアで利用可能な10種類のカードを指す。
4. (※)の補助率については、次の表の左欄に掲げる事業について、それぞれ右欄に掲げるところにより適用する。

事業	補助率
形成計画及び再編計画に基づいて実施される事業	2/5
形成計画及び再編計画並びに立地適正化計画及び都市交通戦略の双方に基づいて実施される事業	1/2
形成計画及び再編計画並びに軌道運送高度化実施計画又は道路運送高度化実施計画に基づいて実施される事業	1/2

5. ノンステップバスの導入に係る補助対象は、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成15年12月26日付け国自技第211号、平成18年3月20日付け国自技第254号、平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたノンステップバスに限ることとする。なお、

- 標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に大臣にその理由を記載した書類を提出しなければならない。
6. 「一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定を受けた者に限る。）」とは、公益社団法人日本バス協会が実施する安全性や安全の確保に向けた取組状況に係る評価認定を受けた貸切バス事業者を指す。
 7. ユニバーサルデザインタクシーの導入に係る補助対象は、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付け国自旅第192号）に基づく認定を受けたタクシーに限ることとする。
 8. 「超小型モビリティ」とは、コンパクトで小回りが利き、地域の手軽な移動の足となる軽自動車よりも小さい二人乗り程度の自動車をいう。
 9. 本表「港湾欄」において協議会等とは、次の各号に掲げる者によって構成される協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認めた団体をいう。
 - 一 関係する地方公共団体（港務局を含む。）
 - 二 地方整備局（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。）
 - 三 その他訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通の実情、その利用促進の取組に精通する者等協議会が認める者
 10. 本表「航空欄」において協議会とは、空港法（昭和31年法律第80号）第14条第1項に規定する協議会をいう。

別表3（第53条第2項・第74条第2項関連）

交通サービス調査事業（補助対象経費等）

	補助対象経費	補助率
調査事業	(1) 訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスに関する調査に係る事業（二次交通対策に係るものに限る。） ・調査に要する費用（協議会開催等の事務費、地域のデータの収集・分析の費用、訪日外国人旅行者を含む利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、訪日外国人旅行者等への周知事業の費用、短期間の実証調査のための費用等）	1/2（上限額1,000万円）
利用促進事業	(1) 利用促進に係る事業（二次交通対策に係るものに限る。） ・公共交通マップ、総合時刻表等の作成（訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。）に要する経費 ・公共交通・乗継情報等の提供（訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。）に要する経費 ・訪日外国人旅行者等の割引運賃設定、企画乗車券発行等に要する経費（割引運賃の設定に伴う減収分の補填については含まない） ・地域におけるワークショップの開催に要する経費 (2) 利用促進の効果等の評価に係る事業（二次交通対策に係るものに限る。） ・効果検証のための起終点（OD）調査や満足度調査等のフォローアップ調査費 ・協議会開催等の事務費	1/2
補助金の額 （利用促進事業 にあっては補助 対象経費の額）	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象経費の実績額 (2) 補助金交付決定額 (3) 補助対象経費から当該事業に係る収入に相当する額を控除した額	

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第3-11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

別表 4 (第 7 6 条第 2 項関連)

地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業 (補助対象事業者等)

	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
観光拠点情報・交流施設	地方公共団体 (港務局を含む)、民間事業者 (公共交通事業者 (ただし、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社は除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては、地方部の路線に限る。特定本邦航空運送事業者は除く。)を含む)、航空旅客ターミナル施設 (ただし、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。)を設置し、又は管理する者及び協議会等	<ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域として国が選定した地域の市区町村に立地する観光拠点情報・交流施設 (主要な観光地等における観光拠点に関する情報提供や、観光拠点に関連した交流機会 (体験・学習等) の提供を目的とした施設。以下この表において同じ。) の整備・改良 (施設の新築・改修に係る設計・施工、多言語の展示設備、案内標識、デジタルサイネージ、洋式便所の整備等) に要する経費 ・観光拠点情報・交流施設における無料公衆無線 LAN 環境の整備、ホームページの多言語表記等及び案内放送の多言語化に要する経費 ・国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。 	1/3
観光案内所	地方公共団体 (港務局を含む)、民間事業者 (公共交通事業者 (ただし、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人観光案内所 (日本政府観光局がカテゴリーⅡ以上の認定をした又は認定する見込みがあるもの)に限る。以下この表において同じ。) の整備・改良に要する経費 ・外国人観光案内所における無料公衆無線 LAN 環境の整備、スタッフ研修 (人件費は除く。)、案内標識、デジタルサイネージ、ホームページの多言語表記等及び案内放送の多言語化に要する経費 	1/3

	<p>株式会社は除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては、地方部の路線に限る。特定本邦航空運送事業者は除く。)を含む。)、航空旅客ターミナル施設(ただし、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。)を設置し、又は管理する者及び協議会等</p>		
<p>公衆トイレの整備・改良</p>	<p>地方公共団体(港務局を含む。)、民間事業者(公共交通事業者(ただし、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社は除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては、地方部の路線に限る。特定本邦航空運送事業者は除く。)を含む。)、航空旅客ターミナル施設(ただし、成田国際空港、東京国際空港、中部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域として国が選定した地域の市区町村に立地する外国人旅行者が現に多く使用している、もしくは今後多くの使用が想定される公衆トイレの洋式化及び機能向上に要する経費 ・国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。 	<p>1/3</p>

	国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。)を設置し、又は管理する者及び協議会等		
手荷物	地方公共団体（港務局を含む）、民間事業者（公共交通事業者（ただし、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社は除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては、地方部の路線に限る。特定本邦航空運送事業者は除く。）を含む）、航空旅客ターミナル施設（ただし、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。）を設置し、又は管理する者及び協議会等	・手荷物集荷場・受渡場（国土交通省が手ぶら観光共通ロゴマーク掲出の認定をした、又は認定する見込みがあるものに限る。以下この表において同じ。）の整備・機能強化（人件費は除く。）に要する経費 ・手荷物集荷場・受渡場における案内標識、デジタルサイネージ、ホームページ（予約システムを提供するものに限る。）の多言語表記等、案内放送等の多言語化に要する経費	1/3

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない

場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第4-12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

3. 協議会等とは、空港法（昭和31年法律第80号）第14条第1項に規定する協議会に加えて、次の各号に掲げる者によって構成される協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認めた団体をいう。

一 関係する地方公共団体（港務局を含む。）

二 地方整備局（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。）

三 その他訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通の実情、その利用促進の取組に精通する者等協議会が認める者

4. 「日本政府観光局がカテゴリーⅡ以上の認定」とは、「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」（平成28年6月）に基づき、日本政府観光局が、訪日外国人旅行者の受入に積極的である観光案内所の裾野を広げるため、全国各地で広域的な案内業務を担い訪日外国人旅行者に対する「次の目的地」への橋渡し役となる案内所（カテゴリーⅡ）、又は訪日観光の拠点となる地域において全国の観光情報を提供する案内所（カテゴリーⅢ）として認定するものである。

5. 「公衆トイレ」とは広く無料で提供されているトイレをいう。

別表5（第43条関連）

事業評価の実施時期の特例対象（補助対象経費等）

補助対象事業の種別		補助対象経費
交通サービス 利便向上促進 事業	鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通系ICカード（全国相互利用可能なものに限る。）の利用を可能とするシステム、ロケーションシステム（訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。）の導入その他ITシステム等の高度化に要する経費（システム開発費、設備整備費等） ・ 鉄軌道駅の移動等円滑化に要する経費（段差の解消（エレベーター、スロープ等に限る。）、転落防止設備の整備（周辺に観光地や宿泊施設等が存在すること等により、訪日外国人旅行者の利用が多く見込まれる駅において整備するホームドア又は可動式ホーム柵及び内方線付き点状ブロックに限る。）及び多機能便所の設置等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。）） ・ LRT整備計画に基づき実施されるLRTシステムの整備（訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域に限る。）に要する経費（低床式車両の導入、停留施設整備、制振軌道整備、変電所整備、車庫整備、相互直通運転化施設整備等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費及び補償費）
	自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共車両優先システム（PTPS）に係る車載器の整備（空港アクセス又は観光周遊に使用する車両に整備するものに限る。）に要する経費 ・ 交通系ICカード（全国相互利用可能なものに限る。）の利用を可能とするシステム、バスロケーションシステム（訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。）の導入その他ITシステム等の高度化に要する経費（システム開発費、設備整備費等） ・ バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費（ノンステップバス、リフト付バス、ユニバーサルデザインタクシーの導入・改造（一般乗合旅客自動車運送事業に係るもの（ノンステップバス及びリフト付バス）及びユニバーサル

		<p>デザインタクシーは空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。)に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超小型モビリティの導入(観光周遊に使用するものに限る。)に要する経費(車両本体、車載機器類、電気自動車用充電設備の価格及び電気自動車用充電設備設置工事費) ・バスターミナル及びタクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費(段差の解消(エレベーター、スロープ等に限る。))及び多機能便所の設置等に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費に限る。)) ・BRTシステムの整備(訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域に限る。)に要する経費(連節車両の導入及びこれと一体として整備する停留施設、公共車両優先システム(PTPS)車載器)
	海事	<ul style="list-style-type: none"> ・交通系ICカード(全国相互利用可能なものに限る。)の利用を可能とするシステムの導入その他ITシステム等の高度化に要する経費(システム開発費、設備整備費等) ・旅客船ターミナルの移動等円滑化に要する経費(段差の解消(エレベーター、スロープ、ボーディングブリッジ等に限る。))及び多機能便所の設置等に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費に限る。))
	航空	<ul style="list-style-type: none"> ・航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化に要する経費(段差の解消(エレベーター、スロープ、航空旅客搭乗橋等に限る。))及び多機能便所の設置等に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費に限る。))
インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業		<ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備の整備等に要する経費